

北海道の養豚をめぐる情勢

令和6年（2024年）9月

北海道農政部生産振興局畜産振興課

I 本道養豚の概況

1 豚の農業産出額

- 本道の農業産出額は、令和4年（2022年）で1兆2,919億円、うち畜産は7,535億円と58.3%を占めており、畜産部門では、全国（3兆4,678億円）の21.7%となっている。
- このうち豚の産出額は、令和4年（2022年）は、対前年比7.4%増の550億円と過去最大で増加傾向で推移しており、本道農業全体に占める割合は4.3%、畜産全体に占める割合は7.3%となっている。

2 我が国の畜産物消費の動向

（1）畜産物の1人1年当たり供給数量

- 畜産物の供給量は、安定的な需要に支えられ、近年、肉類では横ばい推移しており、令和5年度（2023年度）の1人1年当たりの供給数量は、牛乳乳製品で90.1kg、肉類で33.9kg、鶏卵で16.5kgとなっている。
- 肉類のうち、豚肉は、近年増加傾向にあり、令和5年度（2023年度）で13.1kgと、肉類全体に占める割合は、38.6%となっている。

（2）食肉消費の構成割合

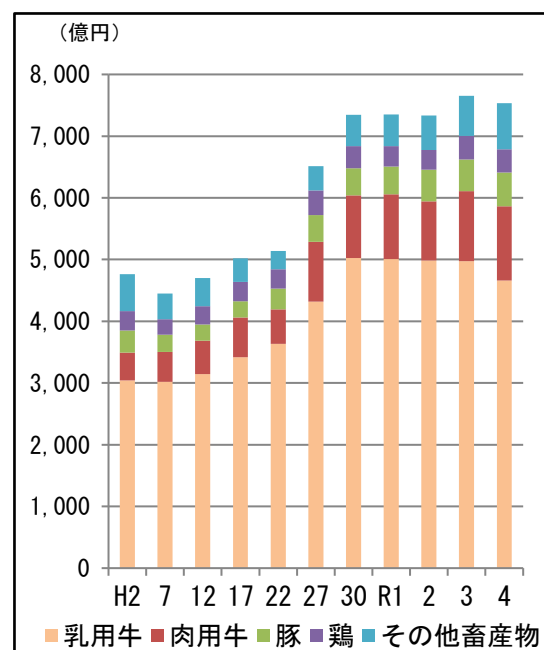
- 豚肉の消費構成は、最大の仕向先である家計消費が豚肉全体の消費量の約6割を占め、加工仕向2.2割、業務用・外食等2割となっており、肉類の中では、家計消費の割合が高くなっている。

表1 本道の農業産出額の推移

(単位：億円)

年次	農業	畜産						
		乳用牛	肉用牛	豚	鶏	鶏卵	ブロイラー	
H 2	11,175	4,765	3,039	451	362	313	215	77
7	11,143	4,450	3,018	486	276	256	162	94
12	10,551	4,699	3,145	538	264	300	184	98
17	10,663	5,018	3,415	646	263	315	197	104
22	9,946	5,139	3,634	559	336	313	186	123
27	11,852	6,512	4,317	972	433	399	212	159
30	12,593	7,347	5,026	1,016	439	357	188	167
R 1	12,558	7,350	5,006	1,049	455	327	179	141
2	12,667	7,337	4,983	960	512	322	172	149
3	13,108	7,652	4,976	1,131	512	383	229	153
4	12,919	7,535	4,660	1,203	550	376	223	152
構成比	100.0%	58.3%	36.1%	9.3%	4.3%	2.9%	1.7%	1.2%
全国 (R4)	90,010	34,678	9,013	8,257	6,713	9,716	5,638	3,940
構成比	100.0%	38.5%	10.0%	9.2%	7.5%	10.8%	6.3%	4.4%

<畜産の産出額の推移>



資料：農林水産省「生産農業所得統計」

注：平成7年のブロイラーの産出額は非公表のため、鶏から採卵鶏を差し引いた額を掲載。

表2 畜産物の1人1年当たり供給数量の推移

(単位：kg)

区分/年度	H2	7	12	17	22	27	R1	2	3	4	5	R5割合
牛乳・乳製品	83.2	91.2	94.2	91.8	86.4	91.1	95.5	94.4	94.4	93.9	90.1	-
肉類	26.0	28.5	28.8	28.5	29.1	30.7	33.5	33.5	34.0	34.0	33.9	100.0%
牛肉	5.5	7.5	7.6	5.6	5.9	5.8	6.5	6.5	6.2	6.2	6.1	18.0%
豚肉	10.3	10.3	10.6	12.1	11.7	12.2	12.8	12.9	13.2	13.1	13.1	38.6%
鶏肉	9.4	10.1	10.2	10.5	11.3	12.6	13.9	13.9	14.4	14.6	14.4	42.5%
鶏卵	16.1	17.2	17.0	16.6	16.5	16.9	17.6	17.2	17.2	17.1	16.5	-

資料：農林水産省「食料需給表」 (R5は概算値)

表3 食肉消費の構成割合の推移

(単位：%)

区分/年次	H2	7	12	17	22	27	30	R1	2	3	4	
牛肉	家計消費	53	47	41	40	38	35	34	33	37	36	34
	加工仕向	9	8	9	10	5	5	6	6	9	11	10
	業務用・外食等	38	45	50	50	57	60	60	61	54	53	56
豚肉	家計消費	45	45	46	46	52	55	56	55	60	58	58
	加工仕向	30	31	28	29	25	24	23	23	23	24	22
	業務用・外食等	25	24	26	25	23	21	21	22	17	18	20
鶏肉	家計消費	35	33	33	37	41	43	43	43	48	45	45
	加工仕向	8	11	9	8	7	7	6	8	7	7	6
	業務用・外食等	57	56	58	55	52	50	51	49	45	48	49
鶏卵の家計消費割合	57	53	52	51	52	52	52	53	57	55	54	

資料：農林水産省「食肉の消費構成割合」、「鶏卵需給等関係資料」、(独)農畜産振興機構推計

注：鶏卵については年度単位。また、直近年度の家計消費割合は概算値。

3 本道の豚の飼養動向

- 本道の豚の飼養戸数は、昭和37年（1962年）の5万670戸をピークに減少傾向にあり、令和6年では186戸となっている。
- 飼養頭数は、昭和63年（1988年）の67万2,000頭をピークに中小規模の生産者の経営中止などから減少傾向にあったが、近年は大規模化が進展し、増加傾向にある。令和6年（2024年）は前年比1.0%減の75万2,200頭で横ばいとなっている。
- 1戸当たり飼養頭数は大規模化の進展により年々増加しており、令和6年（2024年）は対前年比1.7%増の4,044頭となっている。
- 本道の肥育豚の飼養農家頭数規模別戸数では、1,000頭以上が55.0%を占めており、大規模経営の農家が主体となっている。
- 全国の都道府県の中では、本道の飼養頭数は、鹿児島県に次いで第2位と全国でも有数の産地となっている。

表4 豚飼養農家戸数及び頭数の推移

(単位：戸、千頭)

区分 / 年		H20	25	30	R 3	4	5	6
北海道	飼養戸数 (戸)	297	265	210	199	203	191	186
	対前年比	92.2%	99.6%	99.5%	99.0%	102.0%	94.1%	97.4%
	飼養頭数 (千頭)	550.6	612.2	625.7	724.9	727.8	759.6	752.2
	対前年比	99.6%	103.3%	99.2%	104.8%	100.4%	104.4%	99.0%
	うち子取り用雌 (千頭)	50	54.4	53.5	60.5	64.7	67.2	66.2
1戸当たり飼養頭数 (頭)		1,854	2,310	2,980	3,643	3,585	3,977	4,044
全国	飼養戸数 (戸)	7,230	5,570	4,470	3,850	3,590	3,370	3,130
	対前年比	95.8%	95.4%	95.7%	89.1%	93.2%	93.9%	92.9%
	飼養頭数 (千頭)	9,745	9,685	9,189	9,290	8,949	8,956	8,798
	対前年比	99.9%	99.5%	98.3%	101.5%	96.3%	100.1%	98.2%
	うち子取り用雌 (千頭)	910	899.7	823.7	823.2	789.1	791.8	758.3
1戸当たり飼養頭数 (頭)		1,348	1,739	2,056	2,413	2,493	2,658	2,811

資料：農林水産省「畜産統計」（各年2月1日現在）

注：H22、27、R2年はセンサス年のため調査未実施。R3年の対前年比は前々年比。

表5 肥育豚飼養頭数規模別分布(令和6年)

区分/頭数規模		1~99	100~299	300~499	500~999	1,000~1,999	2,000以上	計
北海道	戸数 (戸)	17	15	23	17	20	79	171
	構成比	9.9%	8.8%	13.5%	9.9%	11.7%	46.2%	100.0%
	頭数 (千頭)	0.32	3.17	9.69	13.3	37.4	633.9	751.7
	構成比	0.0%	0.4%	1.3%	1.8%	5.0%	84.3%	100.0%
全国	戸数 (戸)	249	295	224	577	607	910	2,860
	構成比	8.7%	10.3%	7.8%	20.2%	21.2%	31.8%	100.0%
	頭数 (千頭)	45.1	102.8	120.5	498.4	1,018	6,634	8,764
	構成比	0.5%	1.2%	1.4%	5.7%	11.6%	75.7%	100.0%

資料：農林水産省「畜産統計」（令和6年2月1日現在）

表6 我が国の養豚主産県の状況(令和5年)

順位	都道府県名	飼養頭数 (千頭)	飼養戸数 (戸)	1戸当たり飼養頭数 (頭)	順位	都道府県名	飼養頭数 (千頭)	飼養戸数 (戸)	1戸当たり飼養頭数 (頭)
1	鹿児島県	1,200.0	387	3,101	6	岩手県	459.1	83	5,531
2	北海道	752.2	186	4,044	7	茨城県	424.0	208	2,038
3	宮崎県	721.9	261	2,766	8	熊本県	347.9	126	2,761
4	群馬県	610.8	163	3,747	9	青森県	334.8	48	6,975
5	千葉県	580.7	216	2,688	10	栃木県	324.9	82	3,962

資料：農林水産省「畜産統計」（令和6年2月1日現在）

注：順位は、飼養頭数の多い順。

II 豚肉の需給状況

1 本道の枝肉生産量

- 本道の豚の枝肉生産量は、昭和62年（1987年）の9.2万トンピークに、平成17年（2006年）には7万トンまで減少したが、その後増加傾向に転じ、令和5年（2023年）は、対前年比4.1%増の約10.9万トンと過去最高となった。
- 令和5年（2023年）の全国の枝肉生産量に占める北海道のシェアは、8.4%と上昇傾向にある。

2 豚肉の需給動向

（1）消費動向

- 豚肉の消費量（推定出回り量）は、新型コロナウイルス感染症の影響により巣ごもり需要が旺盛となり、令和3年度（2021年度）は185万トンと過去最高になった。
- 令和5年度（2023年度）は、全国の枝肉生産量の減少も影響し、前年度比0.4%増の184.2万トンとわずかに前年を上回った。

（2）生産動向

- 令和元年度（2019年度）は、前年9月から国内で豚熱が発生したものの、年明け後は暖冬により増体が進み出荷頭数が増加したことにより、生産量は増加傾向で推移した。
- また、令和2年度（2020年度）以降も出荷頭数が引き続き増加傾向にあり、令和3年度（2021年度）は92.3万トンとなり、平成6年度（1994年度）の96.4万トン以降に生産量が一時下落傾向となってから最高となった。

（3）輸入動向

- 豚肉の輸入量は平成17年度（2005年度）の87.9万トンピークに減少傾向が続いたが、27年度（2015年度）以降に、牛肉需給の引き締め等を受け豚肉需要が増大したことから増加した。
- 令和元年度（2019年度）は、中国のアフリカ豚熱の影響による輸入先国の相場の先高を見越して、輸入業者が先々の必要量を早めに確保するために輸入量を増やしたこと等により、95.3万トンと過去最高となった。
- 令和2年度（2020年度）は、冷凍豚肉在庫が高い水準にあった中、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて業務用需要が減少し、冷凍豚肉の輸入が抑えられた。
令和3年度（2021年度）以降は、冷蔵品は、外食から内食へシフトしたことや、冷凍品は、令和2年度（2020年度）の反動やEUの現地相場が下がっていたため、輸入量は増加した。
令和5年度（2023年度）は、円安や現地相場高の影響等により、対前年比5.2%減の91.5万トンとなっている。
- 国別では、T P P 11、E U、米国からの輸入量が全体の約95%を占めている。

表7 豚枝肉生産量の推移

(単位：トン)

区分／年次		H12	17	22	27	R 2	3	4	5
北海道	生産量	72,326	70,617	81,262	84,307	100,110	102,804	104,700	108,995
	対前年増減率	-0.3%	-3.0%	6.4%	-3.7%	6.6%	2.7%	1.8%	4.1%
	全国シェア	5.7%	5.7%	6.3%	6.7%	7.7%	7.8%	8.1%	8.4%
全国	生産量	1,270,685	1,244,963	1,292,451	1,254,283	1,305,823	1,318,203	1,293,409	1,293,835
	対前年増減率	-0.5%	-2.2%	-1.3%	-0.7%	2.1%	0.9%	-1.9%	0.0%

資料：農林水産省「畜産物流通統計」

表8 豚肉需給の推移(全国)

(単位：部分肉ベース、千トン、〔トン〕)

区分／年度	H12	17	22	27	R 2	3	4	5
消費量a	1,516	1,716	1,660	1,721	1,826	1,852	1,835	1,842
対前年増減率	0.2%	-0.2%	1.6%	2.8%	0.9%	1.4%	-0.9%	0.4%
生産量b	879	870	895	888	917	923	901	909
対前年増減率	-1.6%	-1.6%	-3.0%	1.4%	1.5%	0.6%	-23.0%	0.9%
輸入量	651	879	768	826	884	929	965	915
対前年増減率	-0.3%	1.9%	11.0%	1.2%	-7.3%	5.1%	3.9%	-5.2%
輸出量	〔197〕	〔53〕	〔519〕	〔1,456〕	〔2,695〕	〔1,902〕	〔1,666〕	〔1,966〕
対前年増減率	132.1%	248.0%	-75.4%	0.2%	58.6%	-29.4%	-13.3%	19.2%
期末在庫	124	210	174	169	182	180	210	189
自給率b/a	58.0%	50.7%	53.9%	54.8%	50.2%	49.8%	49.1%	49.3%

資料：農林水産省「畜産物流通統計」、財務省「日本貿易統計」、(独)農畜産業振興機構「食肉等保管状況調査」

注1：輸出量の〔 〕内は、トン表示。

注2：消費量は、生産量、輸入量、輸出量及び期末在庫より推計した推定出回り量。

注3：期末在庫は、年度末の在庫量。

(農林水産省「食肉鶏卵をめぐる情勢」より)

表9 豚肉の主要国別輸入量

(単位：千トン)

年度／区分	合計		主要国別									
			うち冷蔵	うち冷凍	EU計		米国		TPP11		うちカナダ	
	数量	前年比	数量	数量	数量	シェア	数量	シェア	数量	シェア	数量	シェア
H12	651	99.7%	193	458	257	39.5%	201	30.9%	176	27.0%	128	19.7%
17	879	101.9%	217	663	300	34.1%	292	33.2%	229	26.1%	189	21.5%
22	768	111.0%	236	532	218	28.4%	309	40.2%	216	28.1%	176	22.9%
27	826	101.2%	341	485	293	35.5%	266	32.2%	241	29.2%	170	20.6%
2	884	92.7%	418	466	257	29.1%	250	28.3%	341	38.6%	235	26.6%
3	929	105.1%	427	502	293	31.5%	249	26.8%	345	37.1%	226	24.3%
4	965	103.9%	392	573	345	35.8%	227	23.5%	341	35.3%	208	21.6%
5	915	94.8%	393	522	268	29.3%	225	24.6%	382	41.7%	221	24.2%

資料：財務省「日本貿易統計」

注：主要国別のシェアは、輸入量全体に対する割合。

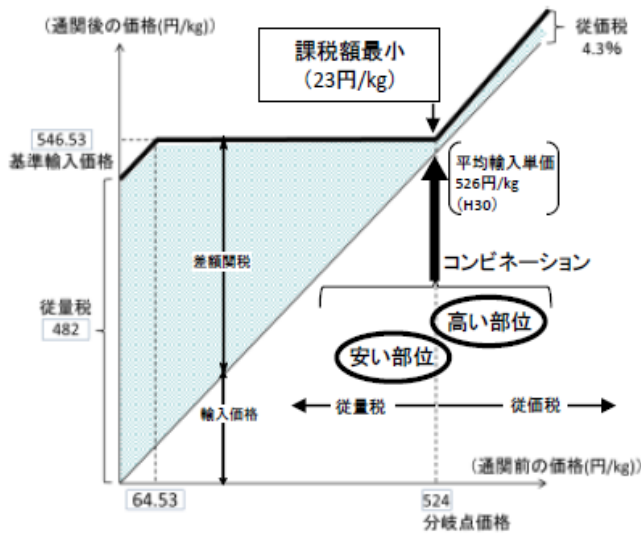
(農林水産省「食肉鶏卵をめぐる情勢」より)

3 豚肉に係る国境措置

(1) 協定に基づくセーフガード

- TPP11協定は、平成30年（2018年）12月30日に、日EU・EPAは、令和元年（2019年）2月1日に発効。
- 両協定ともに、従量税（482円/kg）は発効初年度に125円/kg、令和9年度（2027年度）に50円/kgまで引き下げ、従価税（4.3%）は発効初年度に2.2%に、令和9年度（2027年）度に撤廃される。
- 差額関税制度を維持し、分岐点価格（524円/kg）は不変。関税削減期間中は、輸入急増に対する『セーフガード』が措置された。
- 令和2年（2020年）1月1日に発効された日米貿易協定では、発効と同時に当該年度のTPP11と同水準の税率が適用され、以後の関税削減スケジュールは、TPP11と同じ。
- 日英・EPAでは、発効と同時に当該年度の日EU・EPAと同水準の税率が適用され、関税削減スケジュールは日EU・EPAと同じ。

【発効前】



- 従量税: 482円/kg
- 従価税: 4.3%
- 分岐点価格で購入する場合の課税額: 約23円/kg
(524円/kg × 従価税率4.3% ≒ 23円/kg)

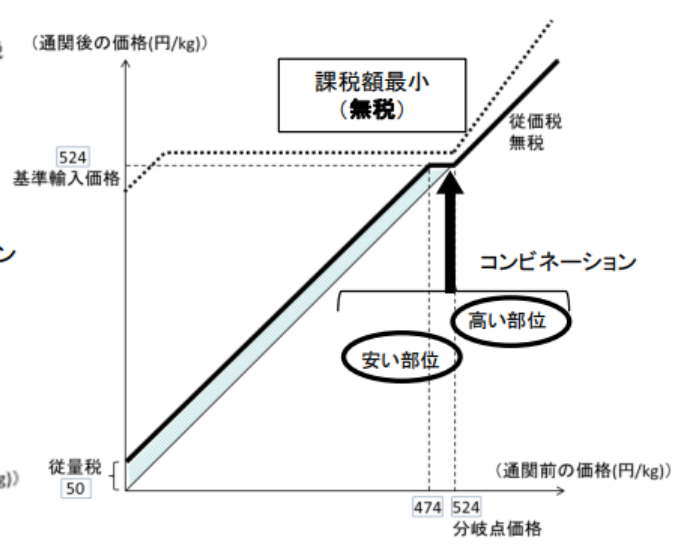
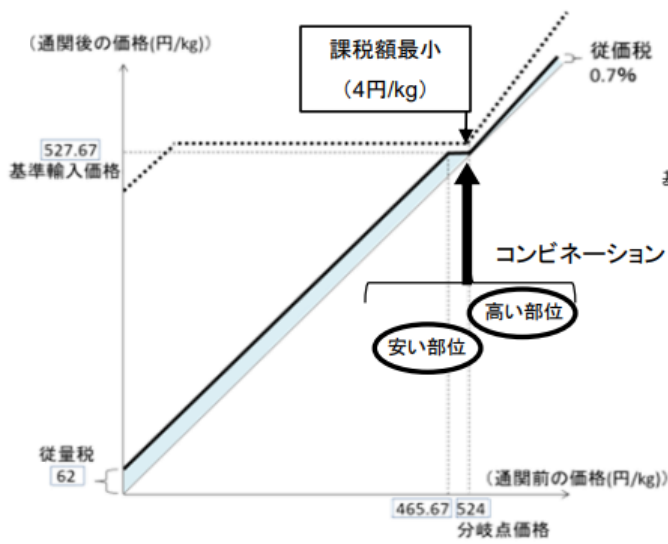


【令和6年度】

- 従量税: 62円/kg
- 従価税: 0.7%
- 分岐点価格で購入する場合の課税額: 約4円/kg
(524円/kg × 従価税率0.7% ≒ 4円/kg)

【令和9年度】

- 従量税: 50円/kg
- 従価税: 無税
- 分岐点価格で購入する場合の課税額: 0円/kg



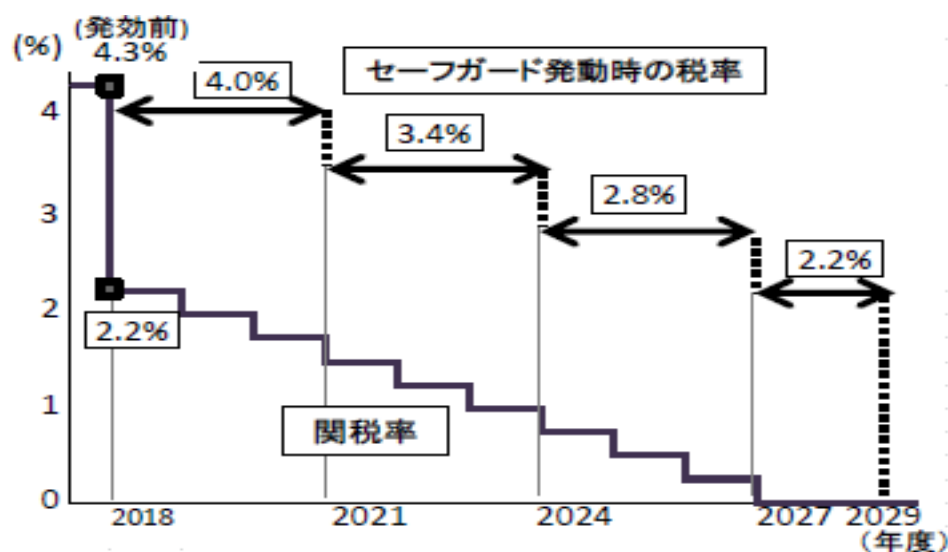
注1: 差額関税制度下では、安い部位と高い部位とを組み合わせるコンビネーション輸入が経済的に最も有利。コンビネーションを組む中で安い部位も一定量は輸入されるが、高い部位の需要を超えてコンビネーションを組んで輸入すると、高い部位の在庫リスクが生じるため、結果として、安い部位の輸入を抑制する効果。
 注2: 数字はすべて部分肉ベース。

<セーフガードの仕組み>

- 令和10年度（2028年度）までは、輸入急増や極めて安価な豚肉の輸入が一定以上行われた場合に、従量税を100～70円/kgに、従価税を4.0～2.2%に、それぞれ戻すセーフガードが措置。
- 日米貿易協定では、従量税部分のセーフガードにおける輸入数量のカウントは、米国及びTPP11発効国からの輸入量の合計で行い、発動数量を超過した場合、米国に対してセーフガードを発動。
- 日英・EPAでは、セーフガードにおける輸入数量のカウントは、英国及びEUからの輸入量の合計で行い、発動数量を超過した場合、英国に対してセーフガードを発動。

【従価税部分】 表11

①関税水準とセーフガード発動時の税率



年目	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
協定／年度	H30	R 1	2	3	4	5	6	7	8	9
TPP11／日米	2.2	1.9	1.7	1.4	1.2	0.9	0.7	0.4	0.2	無税
日EU／日英	2.2	2.0	1.7	1.5	1.2	1.0	0.7	0.5	0.2	無税
発動時の税率	4.0		3.4			2.8		2.2		

(単位:%)

②セーフガード発動数量 [TPPは国別、日EU・EPAはEU全体]

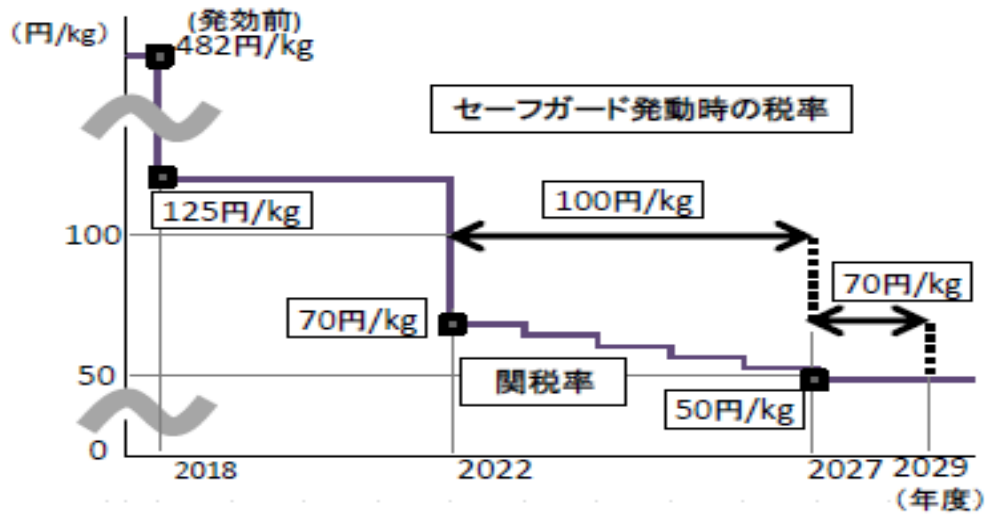
過去3年間の輸入量(注)の最高値に以下の割合を乗じた値(輸入基準数量)を超えた場合に、年度末までの関税を引き上げ。

R1年度	R2～5年度	R6～9年度
112%	116%	119%

(注) 2021年度までは全輸入量、2022年度以降は399円/kg以上の輸入量。

【従量税部分】 表12

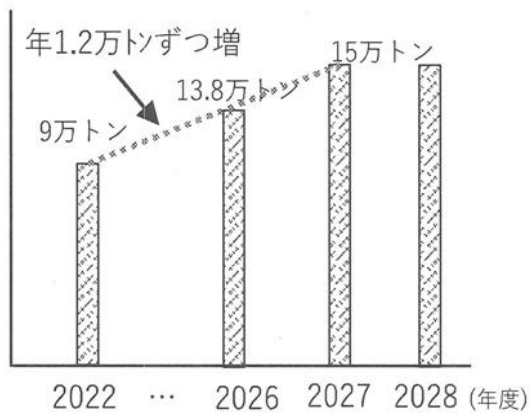
①関税水準とセーフガード発動時の税率



		(単位:円/kg)									
年目	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	
協定/年度	H30	R 1	2	3	4	5	6	7	8	9	
TPP11/日米	125	125	125	125	70	66	62	58	54	50	
日EU/日英	125	125	125	125	70	66	62	58	54	50	
発動時の税率	—			100				70			

②セーフガード発動数量

(TPP11/日米の発動数量)



- ・TPP11国、EU:399円/kg未満の合計輸入量
- ・日米:米国とTPP11発効国からの399円/kg未満の合計輸入量
- ・日英:英国とEUからの399円/kg未満の合計輸入量

注1) 399円/kg以上の部分の発動数量は、従価税の②と同じ仕組み(発動後税率のみ上記①を適用)
 注2) 発動期間は年度末まで

		(単位:千トン)						
年目	5	6	7	8	9	10	11	
協定/年度	R 4	5	6	7	8	9	10	
TPP11/日米	90.0	102.0	114.0	126.0	138.0	150.0	150.0	
日EU/日英	63.0	71.4	79.8	88.2	96.6	105.0	105.0	

※ 米国については、連続する3年間のうち2回発動した場合、米国と発動基準数量について協議を行う。

(参考)

- ・TPP国からの全世界への輸出量(H26~28):273万トン
- ・EUから域外への輸出量(H26~28):187万トン ⇒上記273万トンの7割

(農林水産省「食肉鶏卵をめぐる情勢」より)

3 豚肉に係る国境措置

(2) セーフガードの発動状況

- TPP11、日EU・EPA、日英EPAについて、発効後、各協定適用豚肉の輸入量は、いずれも輸入基準数量を下回っており、セーフガードの発動はなし。

(3) 関税緊急措置（令和2～6年度は措置なし）

- ウルグアイ・ラウンド農業交渉において、差額関税制度の機能が維持されたが、基準輸入価格等について譲許水準からの引き下げが合意された。
一方、その代償として、豚肉等について、各四半期末までの累計輸入量が発動基準数量を超えた場合、基準輸入価格が国際的に合意された水準に戻される『関税緊急措置』が導入された。

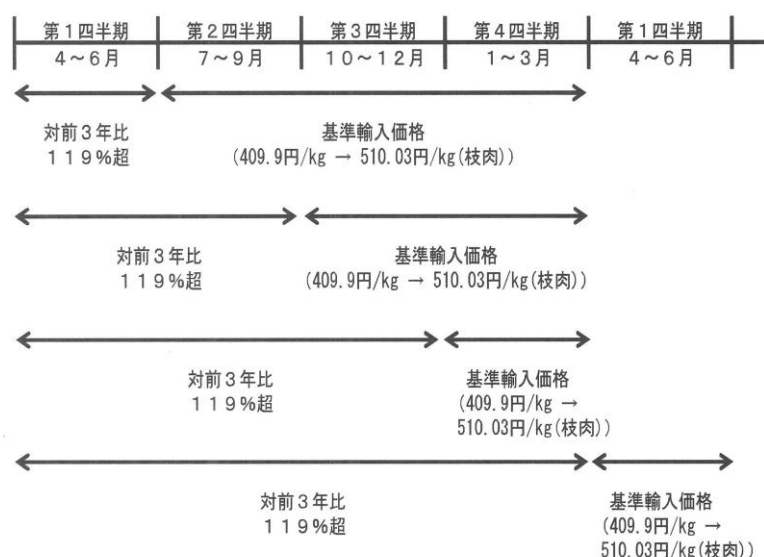
< 関税緊急措置の発動の仕組み >

本措置は、豚肉等について、年度初めから各月末までの累計輸入量が、四半期毎に設定される法定の発動基準数量（前三か年度同期の平均輸入量の119%）を超過した場合、具体的には、

- ① 全世界からの各月末までの累計輸入量が、発動基準数量を超え、かつ、
- ② 我が国との間でEPAが発効しておらず、EPA税率の適用を受けない豚肉等の各月末までの累計輸入量が発動基準数量を超過した場合、年度末まで（第4四半期に超過した場合は翌年度第1四半期まで）、基準輸入価格が国際的に合意された水準に戻される仕組み。

- 平成13年度（2001年度）～16年度（2004年度）の各第1四半期に輸入量が発動基準数量を超え、当該年度の8月1日から3月31日にかけて関税緊急措置が発動されて以降、発動されていない。
- 日米貿易協定の発効により、我が国に輸入される豚肉の99%超がEPA締約国産であり、EPA締約国産の豚肉については、各EPAに基づくセーフガードの対象となる。このため、本緊急措置の適用対象が実質的に無くなることから、令和2（2020年度）～6年度（2024年度）は措置されていない。

< 緊急措置の発動例 >



(注) 実際の輸入と輸入統計公表までにタイムラグ（約1ヶ月）が存在するため、四半期当初からの発動とはならない場合がある。

< 緊急措置の発動実績（豚肉等） >

- ・平成7年11月1日～平成8年3月31日
- ・平成8年7月1日～平成9年3月31日
- ・平成9年4月1日～平成9年6月30日
- ・平成13年8月1日～平成14年3月31日
- ・平成14年8月1日～平成15年3月31日
- ・平成15年8月1日～平成16年3月31日
- ・平成16年8月1日～平成17年3月31日

表13 国別セーフガードの発動基準数量と輸入数量

(単位:トン)

年度(西暦)	協定 国名	T P P 11			日EU・ E P A	日米 貿易協定	日英 E P A
		豪州	カナダ	メキシコ			
R3(2021)	輸入基準数量	807	273,815	121,501	380,267	299,978	381,129
	輸入量(4~3月)	486	226,442	118,679	292,811	247,176	293,148
R4(2022)	輸入基準数量	807	271,782	136,367	379,419	289,977	380,281
	輸入量(4~3月)	319	206,913	124,832	336,762	216,464	337,649
R5(2023)	輸入基準数量	807	271,090	144,805	390,644	281,728	391,673
	輸入量(4~3月)	222	220,319	124,362	267,783	222,856	268,220
R6(2024)	輸入基準数量	578	268,375	148,550	400,747	289,014	401,802
	輸入量(4~8月)	119	104,020	50,136	135,618	101,560	136,252

資料: 税関

注1: T P P 11のうちシンガポール、ニュージーランド、ベトナムの輸入基準数量はいずれも0トン。

注2: 日英E P Aの2020年度は、1~3月分。

注3: 豚肉の対象は、豚肉(いのししを除く)、豚くず肉。

表14 豚肉の基準輸入価格及び従価税率

(単位:円/kg、%)

年度 (西暦)	H6 (1994)	H7 (1995)	H8 (1996)	H9 (1997)	H10 (1998)	H11 (1999)	H12~R6 (2000~2023)
基準輸入価格 枝肉ベース	470.0	460.01	450.02	440.06	429.71	419.79	409.90
部分肉ベース	(626.67)	(613.34)	(600.03)	(586.76)	(572.95)	(559.73)	(546.53)
従価税率	5.0	4.9	4.8	4.7	4.5	4.4	4.3

(農林水産省「食肉鶏卵をめぐる情勢」より)

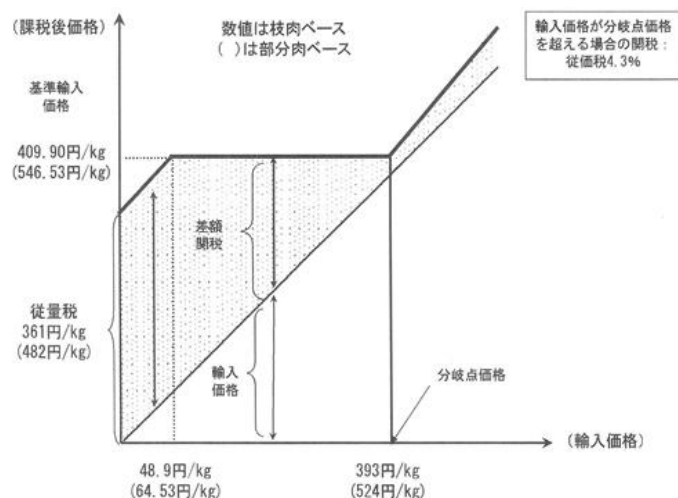
表15 関税緊急措置の発動基準数量と輸入数量【豚肉等】

(単位:トン)

年度(西暦)	世界全体		協定対象外	
	発動基準数量	輸入数量	発動基準数量	輸入数量
H26(2014)	834,451	741,485	/	/
H27(2015)	834,987	740,952		
H28(2016)	851,582	782,974		
H29(2017)	898,613	823,597		
H30(2018)	1,054,279	925,517	324,805	267,680
R1(2019)	1,089,808	963,825	6,610	12,350

資料: 財務省告示

<豚肉の関税制度>



- 豚肉の差額関税制度は、平均単価が分岐点価格524円/kgの豚肉が最も課税額が低くなることが特徴
- このため、安い部位と高い部位を組み合わせ、通関価格を524円/kg付近に調整する「コンビネーション輸入」がほとんど。
- ※ 近年の平均課税額23円/kgもこのことを裏付け：
 $524円/kg \times 従価税率4.3\% \approx 23円/kg$

Ⅲ 養豚経営の動向

1 肥育豚の生産費

- 肥育豚1頭当たりの生産費は、ロシアによるウクライナ侵攻の影響を受け、配合飼料価格の高騰や海上運賃の引上げなどにより飼料費は急激に高騰し、令和4年（2022年）は令和元年を大きく上回る41,400円となった。
- 一方、粗収益は、近年4万円を下回る水準で推移しており、令和5年（2023年）の所得は、マイナス3,034円となっている。

2 豚肉の枝肉卸売価格

- 豚肉の枝肉卸売価格は、と畜頭数が減少する夏場に上昇し、と畜頭数が増加する秋に低下する傾向があり、年度平均では、年によって差はあるものの、500～600円で推移している。
- 令和2年（2020年）1月以降は、記録的な暖冬の影響で供給量が増加し価格が低下していたが、3月には、新型コロナウイルス感染症の影響により巣ごもり需要が旺盛となり、令和2年（2020年）は、例年より高い水準で推移した。
- 令和3年（2021年）は、緊急事態宣言等による巣ごもり需要で卸売価格は堅調に推移したが、巣ごもり需要がやや弱ったことにより、前年度を下回った。
- 令和4年（2022年）は、高騰する輸入品の代替需要に加え、比較的高価な牛肉からの需要のシフト等を背景に、前年度比9.9%高で590円となった。
- 令和5年（2023年）は、前年同様、堅調に推移し、前年度比5.6%高となり、過去最高を更新した。
- 令和6年（2024年）は、前年同期比4.3%高と昨年に引き続き高値で推移している。

表16 肥育豚1頭当たり生産費の推移(北海道)

(単位：円)

年度	粗収益	A		生産費	B		飼料費	前年比	所得	A-B 前年比
		前年比			前年比					
H17	29,831	110.3%		23,157	107.0%		16,351	106.2%	6,674	123.9%
22	31,531	102.4%		27,199	99.2%		19,521	98.9%	4,332	128.4%
27	38,634	93.6%		34,658	95.7%		24,870	94.1%	3,976	78.3%
28	38,736	100.3%		32,402	93.5%		22,923	92.2%	6,334	159.3%
29	42,085	108.6%		32,362	99.9%		23,914	104.3%	9,723	153.5%
30	37,384	88.8%		30,028	92.8%		21,424	89.6%	7,356	75.7%
R1年次	36,486	97.6%		29,562	98.4%		19,613	91.5%	6,924	94.1%
4	38,366	105.2%		41,400	140.0%		30,236	154.2%	▲3,034	-143.8%

資料：農林水産省「畜産物生産費統計」。令和2年、3年の北海道の調査結果は調査対象者数が少ないため非公表。

注1：調査期間（平成17～30年度は当年4～3月、令和元年以降は1～12月）

注2：粗収益は、副産物価格を含む。生産費は、生産費総額から家族労働費、自己資本利子、自作地地代を控除した額。

注3：令和5年次の対前年比は令和1年次比。

表17 豚枝肉卸売価格(「上」規格)

(単位：税込み、円/kg)

年次 区分	H30	H31/R1	2	3	4	5	R 6					
							1月	2月	3月	4月	5月	6月
							7月	8月	9月	10月	11月	12月
北海道	519	515	539	528	579	612	528	562	582	579	655	718
							790	789	-	-	-	-
東京 市場	519	524	565	546	582	609	492	594	550	613	714	754
							831	764	-	-	-	-

資料：北海道＝「北海道食肉卸売価格協議会」、東京市場＝農林水産省「畜産物流通統計」

IV 養豚振興対策の実施状況

1 肉豚経営安定交付金制度

- 肉豚経営安定交付金制度は、畜産経営の安定に関する法律に基づき、標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合に、肉豚の生産者に対し、その差額の9割を交付金として交付することにより、肉豚の生産者の経営に及ぼす影響を緩和することを目的。
- 交付金のうち1/4に相当する額は、肉豚生産者の負担金による「積立金」から支払われ、残りの3/4に相当する額（国費）は、農畜産業振興機構から支払われる。
- TPP協定の発効（平成30年（2018年）12月30日）に伴い、関連対策として、従来の養豚経営安定対策事業が法制化されるとともに、補填率の引上げ（8割→9割）及び国庫負担水準の引上げ（国1：生産者1→国3：生産者1）。
- 併せて、旧来の買入れ・保管・売渡しによる市場介入・需給操作を行う価格安定制度は廃止。（近年発動実績なし）
- 平成24年度（2012年度）に発動されて以降、交付金制度に移行後も発動なし。

表18 肉豚経営安定交付金制度(豚マルキン)の交付状況

年 度	第1四半期 (4～6月)	第1・2四半期 (4～9月)	第1～3四半期 (4～12月)	第1～4四半期 (4～3月)
R 2	発動なし	発動なし	発動なし	発動なし
3	発動なし	発動なし	発動なし	発動なし
4	発動なし	発動なし	発動なし	発動なし
5	発動なし	発動なし	発動なし	発動なし
6	発動なし	-	-	-

注) 四半期終了時に算出し、当該四半期に交付金の交付がなかった場合には、当該年度内において次の四半期に通算して算出。

資料：独立行政法人農畜産業振興機構

(参考)

養豚経営安定対策事業の補填金交付状況

年 度	第1四半期	第1・2四半期	第1～3四半期	第1～4四半期
H26	発動なし	発動なし	発動なし	発動なし
27	発動なし	発動なし	発動なし	発動なし
28	発動なし	発動なし	発動なし	発動なし
29	発動なし	発動なし	発動なし	発動なし
30	発動なし	発動なし	発動なし	発動なし

<肉豚経営安定交付金制度の仕組み> (平成30年12月30日～)

